

人材紹介サービス 契約書

株式会社●● と（以下「甲」という）とライドブレイス株式会社（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り契約する。

第1条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者（以下「エージェント」という）が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（サービス利用料の発生）

本契約に関する手数料（以下「サービス利用料」という）は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、採用された人材（以下「採用者」という）が甲に内定承諾もしくは入社した下記の段階で発生する。

（ア）中途採用者・・・・・・・・入社時点

第3条（サービス利用料）

サービス利用料については、次の各号の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

- (1) サービス利用料は採用支援サービス申込書記載内容に順ずる。
- (2) サービス利用料は前条に定める段階で、乙より甲に請求するものとする。
- (3) 甲は乙が発行する請求書を受領後、請求日の属する月の翌月末日迄に乙指定の銀行口座に振込みにより支払う。
- (4) サービス利用料の振込にかかる手数料は甲が負担するものとする。

第4条（サービス利用料の返金）

乙が受領したサービス利用料については、下記に定める返金事由に該当する場合、その割合に準じた金額を乙は甲に返金するものとし、返金の振込にかかる手数料は乙が負担するものとする。

（ア）入社した後に明らかに採用者本人の責により解雇された場合、及び自己都合により退職した場合

- ①入社日 2 週間以内の退職・・・・・・・・サービス利用料の 100%
- ②入社日 1 ヶ月以内の退職・・・・・・・・サービス利用料の 80%
- ③入社日 1 ヶ月超え 3 ヶ月以内の退職・・・・・・・・サービス利用料の 30%
- ④入社日 3 ヶ月超え 6 ヶ月以内の退職・・・・・・・・サービス利用料の 10%

なお、採用者と返金事由に該当する者が同一の場合で、かつその採用者に対するサービス利用料を甲が乙へ支払う前の場合のみ、当該サービス利用料金額と当該返金金額を対等額で相殺することができる。

第5条（サービス関連事項）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

第6条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より 1 年間とする。

但し、期間満了の 1 ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に 1 年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

第8条（秘密の保持・個人情報の保護）

甲・乙双方は、本契約に関連して知り得た機密事項について守秘義務を負うものとする。但し、エージェントが人材探索を行なう為に必要な甲に関する情報を、乙がエージェントに提供する場合を除き、この場合にエージェントは機密事項に対して同様に守秘義務を負うものとする。機密事項とは、既に公表されているか又は公知となっている情報を除く、甲における営業・技術に関する事業・経営上の諸情報、および乙が選抜した選考対象者に関する個人情報を対象とする。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. 甲又は乙の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (ア) 前項(1)又は(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - (イ) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (ウ) 前項(4)の確約に反する行為をした場合

第10条（管轄）

本契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

第11条（電子契約による締結）

本契約は電子契約サービス等を利用して締結するものとし、甲乙双方が電子署名またはこれに準ずる電子的承認を行った電子データをもって契約書面に代えるものとする。
この電子データは本契約の成立を証する書面としての効力を有し、甲乙各自が適宜ダウンロードし、保管するものとする。

年 月 日

甲 住所：
商号：
代表者：

乙 住所：愛知県名古屋市東区東桜1丁目3-8 ヴェッセル丸杉ビル7F
商号：ライドプレイス株式会社
代表者：代表取締役 中世古 篤志
有料職業紹介事業 許可番号：23-ユ-302410